○船橋市下水道に係る会計事務処理基準

平成３０年４月１日
会計管理者訓令第３号

船橋市下水道に係る会計事務処理基準

（趣旨）

第１　この基準は、船橋市下水道に係る会計管理者の権限に属する事務の専決及び代決について必要な事項を定めるものとする。

（会計課長の専決事項）

第２　船橋市下水道事業の設置等に関する条例（平成２９年船橋市条例第３８号）第７条第１号及び第２号に規定する事務のうち、会計課長が専決できる事項は次に掲げるとおりとする。

(1)　支出負担行為の確認に関すること。
(2)　給料、手当、報酬、法定福利費の支出の決定に関すること。
(3)　前号に規定するもののほか、1,000万円以下の支出の決定に関すること。
(4)　過誤納金の還付命令の審査に関すること。
(5)　概算払及び資金前渡に関する精算書の確認に関すること。
(6)　現金及び一時借入金の運用に関すること。

（準用）

第３　前項に掲げるもの以外の事務処理については、船橋市会計管理者事務決裁規程（平成２２年船橋市会計管理者訓令第１号）を準用するものとする。

附　則

この基準は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この基準は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この基準は、令和７年２月２５日から施行する。